

青少年健全育成条例の しおり（改訂版）

令和2年改訂

一次代を担う青少年のすこやかな成長のために



条例の目的

この条例は、青少年の健全な育成のため、必要な環境の整備を図り、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的としています。（第1条）

県民の責務

県民は、青少年の自主的な活動を助長し、青少年のための健全な環境をつくり、あわせて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為又は環境から青少年を保護するように努めなければなりません。（第3条）

この条例で青少年とは、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいいます。



千葉県マスコット
キャラクター チーバくん

千葉県

関係業界の自主規制（第8条）

- 興行を主催する者や、図書等、特定玩具等の販売等をする業者は、性的感情を刺激したり、粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある興行、図書等又は特定玩具等を青少年に見せたり、売ったり、貸したりしないよう努めなければなりません。

有害興行の指定及び観覧の制限（第9条）

- 知事は、著しく性的感情を刺激したり、著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある興行を、有害興行として指定することができます。
- 知事は、有害なものとして指定した興行を青少年に見せないよう、興行の主催者に勧告することができます。

●興行とは

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を、公衆に見せたり、聞かせたりすることをいいます。

有害図書等の指定及び販売等の禁止（第10条）

- だれでも、有害な図書等として個別指定又は包括指定された図書等を青少年に売ったり、貸したり、聞かせたり、見せたり、配布したりしてはいけません。

（図書等の販売等を業として行う者が違反すると、30万円以下の罰金又は料料）

青少年は、有害図書等を買ったり、借りたりしてはいけませんよ。



●図書等とは

書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真及び映写フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、録音盤その他映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいいます。（パソコン、ゲーム機等のソフトも含まれます。）

●個別指定とは

図書等の内容が著しく性的感情を刺激したり、粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものを知事が有害図書等として個別に指定することをいいます。

●包括指定とは

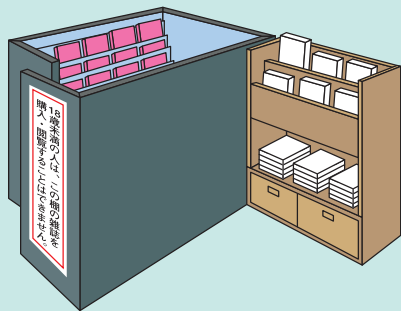
知事が個別指定しなくても、次のようなものは、包括的に有害図書等となります。

- ①書籍又は雑誌 卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載したページ（表紙を含む）の数が総ページ数の「5分の1以上」又は「20ページ以上」あるもの。
 - ②ビデオテープ又はビデオディスク 卑わいな姿態等を描写した場面が「連続して3分を超える」又は「合わせて3分を超える」もの。
- ※「卑わいな姿態等」とは、全裸、半裸、若しくはこれらに近い状態で大腿部を開いた姿態や自慰の姿態等の卑わいな姿態又は性交、若しくはこれに類する性行為をいいます。

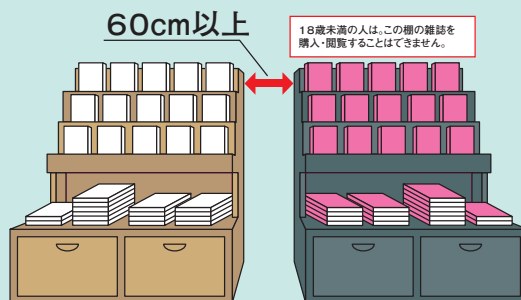
有害図書等の陳列場所の制限（第11条）

- 書店、古書店、コンビニエンスストア、ビデオショップ、レンタルビデオ店等で、成人向けの本、アダルトビデオなど有害図書等を陳列するときは、次の①～⑤のいずれかの方法により、他の図書類と区分して、青少年の目につかない場所に陳列するか、屋内の十分監視できる場所に置かなければなりません。
- 区分陳列場所には、見やすい箇所に、容易に判読できる大きさの文字で、有害図書等を青少年への販売等を制限する表示をしなければなりません。
- 区分陳列違反した業者には、陳列の方法又は場所の変更の勧告や是正命令が発せられ、それに従わずなお違反した場合は、30万円以下の罰金又は料料に処せられます。

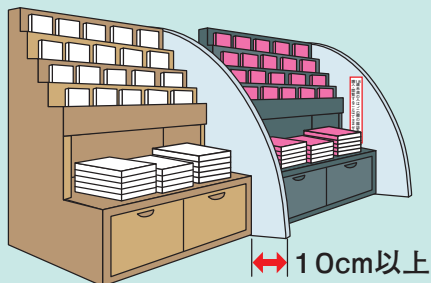
①間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に有害図書等を陳列する。



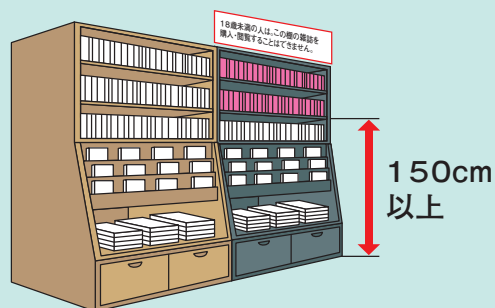
②有害図書等を陳列する棚と他の図書等を陳列する棚とを60センチメートル以上離す。



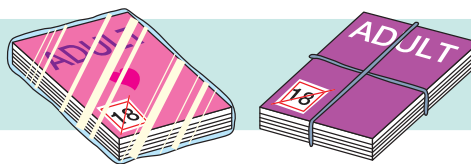
③有害図書等を陳列する棚と他の図書等を陳列する棚の間に10センチメートル以上張り出す透明でない仕切り板を設け、この仕切り板と仕切り板の間に、有害図書等をまとめて陳列する。



④床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙しか見えないようにして、有害図書等をまとめて陳列する。



⑤有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する。



青少年制限の掲示の一例

18歳未満の人は、この棚の雑誌を購入・閲覧することはできません。

有害玩具等の指定及び販売又は貸付けの禁止（第12条）

青少年は、バタフライナイフなどの有害玩具等を買ったり、借りたりしてはいけません。

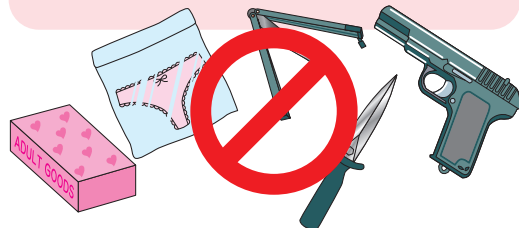


●特定玩具等、有害玩具等とは

特定玩具とは、性的感情を刺激する玩具その他の物品及び人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある玩具その他の器具をいいます。これらのうち、ブルセラ商品、大人のおもちゃ、特殊警棒、バタフライナイフ、ダガーナイフ、一部のエアガン等が有害玩具等に当たります。

- 知事は、特定玩具等のうち、著しく性的感情を刺激したり、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、犯罪を誘発する性質があるなど、青少年の健全育成を阻害するおそれのあるものを有害玩具等として指定することができます。
- 次のいずれかに該当するものは、知事が個別指定しなくても、包括的に有害玩具等となります。
 - ①下着の形状をした玩具
 - ②着用済の下着である旨表示され、又はそれと誤認されるもの（いわゆるブルセラ商品等）
 - ③性的な玩具（いわゆる大人のおもちゃ等）
- 特定玩具等の販売又は貸付けの業者は、青少年に有害玩具等を売ったり貸したりしてはいけません。

（違反すると、30万円以下の罰金又は料料）



自動販売機等の設置の届出等（第14条、第16条）

- 自動販売機等を使って図書等や特定玩具等を販売したり貸したりする場合は、その自動販売機等ごとにあらかじめ知事に届け出なければなりません。ただし、次の場所の自動販売機等の届出は不要です。
 - ①法令等で青少年の入場が禁じられている場所（以下「青少年入場禁止場所」）
 - ②屋内で、かつ、青少年が有害図書等又は有害玩具等を買ったり借りたりすることがないように適正に管理するための人が配置されている場所
(違反すると、30万円以下の罰金又は科料)
- 届け出た自動販売機等には、その見やすい個所に届出事項を表示しなければなりません。
(違反すると、10万円以下の罰金又は科料)

●自動販売機等とは

物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面することなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいいます。（遠隔監視システム付き自動販売機も自動販売機等に該当します。）



有害図書等及び有害玩具等の収納の禁止（第15条）

- 自動販売業者等は、前記届出不要場所以外で、有害図書等自動販売機に有害図書等及び有害玩具等を収納してはいけません。
(違反すると、30万円以下の罰金又は科料、常習として自動販売機等へ有害図書等を収納した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)
- 自動販売業者等又は自動販売機管理者等は、自動販売機等に収納した図書等又は特定玩具等が有害図書等又は有害玩具等に指定されたときは、直ちに自動販売機等から撤去しなければなりません。
(違反すると、30万円以下の罰金又は科料)
- 知事は、有害図書等又は有害玩具等が自動販売機等に収納されているときは、設置場所提供者に、必要な勧告をすることができます。

自動販売機等に係る営業に関する図書等の陳列等の制限（第15条の2）

- 自動販売業者等は、図書等を陳列し、掲出し、表示する場合に、著しく性的感情を刺激したり、粗暴性、残虐性があるため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある部分が見えるように、陳列等してはいけません。
- 知事が、前記の違反を認める場合は、その陳列、掲出、表示の方法の変更を勧告することができます。

特定薬品類等の販売の制限等（第17条）

- だれでも、トルエン等の有機溶剤やそれらを含有するシンナー、接着剤、塗料などを乱用するおそれのあることを知って青少年に売ったり、与えたりしてはいけません。
(違反すると、30万円以下の罰金又は科料)

有害広告物の指定及び掲出等の禁止（第18条）

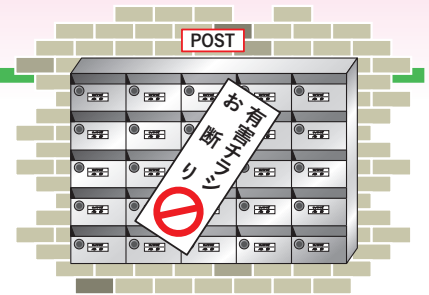
- 知事は、広告物の内容が、著しく性的感情を刺激したり、粗暴性、残虐性等があつて、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある看板やポスターなどを有害広告物として指定することができます。
- だれでも、有害広告物を掲出、表示してはいけません。
ただし、青少年入場禁止場所や青少年が入場することがないように適正に管理するための人が配置されている場所の屋内で、外から見えない場所に掲示等する場合は除きます。
- 広告主等は掲出又は表示した広告物が有害広告物に指定されたときは、速やかに、当該広告物を除去したり、内容の変更をしなければなりません。
- 知事は、前記に違反して有害広告物を除去又はその内容を変更しないときは、除去又は内容の変更を命ずることができます。
(命令に従わないと、30万円以下の罰金又は科料)

有害なチラシ等の頒布の制限（第18条の2）

○だれでも、卑わいな姿態等の写真や絵などをのせたチラシやパンフレット等の有害図書等を一般住宅に配ってはいけません。

ただし、18歳以上の者を名あて人とした封書や青少年が容易に見ることができない方法で配る場合は除きます。

（違反すると、30万円以下の罰金又は科料）



利用カードの売買等の禁止・自動販売機への収納の禁止（第18条の3・第18条の4）

○だれでも、青少年に利用カードを売ったり、与えたり、貸したり、又は利用カードに記載されたサービスを利用するための電話番号等の情報を教えてはいけません。

（利用カードの販売業者が違反すると、30万円以下の罰金又は科料）

○青少年入場禁止場所や屋内で青少年が購入することがないように適正に管理する人が配置されている場所に設置する自動販売機を除き、自動販売機に利用カードを収納してはいけません。

（違反すると、30万円以下の罰金又は科料）

●利用カードとは

電話異性紹介営業を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードや物品をいいます。

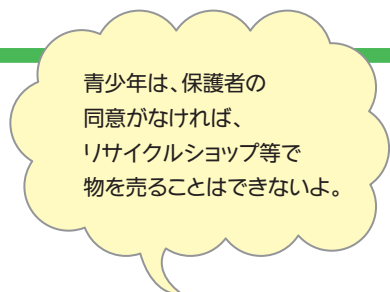
●電話異性紹介営業とは

専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより、異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐ営業（店舗を有する店舗型電話異性紹介営業、ツーショットダイヤル及び伝言ダイヤル等による無店舗型電話異性紹介営業があります。）をいいます。

質受け、古物の買受けの制限等（第19条）

○質屋、古物商は、保護者の委託や同意がない場合は、青少年から物品を質受けしたり、買い受けたりしてはいけません。

（違反すると、10万円以下の罰金又は科料）

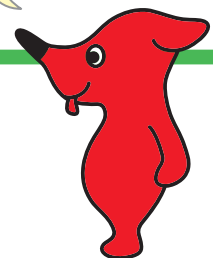


青少年は、保護者の同意がなければ、リサイクルショップ等で物売ることはできないよ。

着用済み下着等の買受け等の禁止（第19条の2）

○だれでも、青少年から着用済み下着等を買ったり、売却の委託を受けたり、売却の仲介をしてはいけません。

（違反すると、30万円以下の罰金又は科料）



有害となる行為への勧誘の禁止（第19条の3）

○だれでも、青少年に対して、次の行為をすることを禁止します。

- ① 青少年が着用した下着等を売却するように勧誘すること。
- ② 性風俗関連特殊営業（ソープランド、ファッションヘルス等）で接客業務に従事するように勧誘すること。
- ③ 接待飲食等営業（ホストクラブ等）の客となるよう勧誘すること。

（違反すると、30万円以下の罰金又は科料）

児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（第19条の4）

改正

令和2年7月1日施行

○だれでも、青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはいけません。
また、次の場合、罰則が適用されます。

- ①青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めた場合。
- ②青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対償を供与する等により当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めた場合。

（違反すると、30万円以下の罰金又は科料）



●児童ポルノ等とは

写真や電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童（18歳に満たない者）の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいいます。

- ①児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- ②他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、でん部又は胸部）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

みだらな性行為等の禁止（第20条）

○だれでも、青少年に対し、威迫し、欺き、又は困惑させる等青少年の心身の未成熟に乗じた不当な手段によるほか単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為又はわいせつな行為をしてはいけません。

（違反すると、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

○だれでも、ソープランド、ファッションヘルス等で青少年に「みだらな性行為」を教えるなどの行為をしてはいけません。

（違反すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

有害行為のための場所の提供及び周旋の禁止（第21条）

○だれでも、次のような有害行為が行われることを知って青少年に場所を提供したり、仲介してはいけません。

- ①みだらな性行為及びわいせつな行為
- ②とばく
- ③麻薬、覚せい剤、催眠剤の使用
- ④トルエン、シンナー、接着剤等のみだりな使用

（旅館業者、風俗営業者、飲食店業者等が違反すると、30万円以下の罰金又は科料）

深夜外出の制限（第23条・第23条の2）

○保護者は、特別の事情がなければ、深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）青少年を外出させないように努めなければなりません。

○だれでも、青少年を脅かしたり、欺いたりするような不当な手段で、又は保護者の委託等正当な理由がなく、深夜に、青少年を連れ出すこと等をしてはいけません。

（違反すると、20万円以下の罰金又は科料）

青少年は、深夜に理由なく外出してはいけません。



深夜における入場の禁止等（第23条の3）

- カラオケボックスやインターネットカフェ、マンガ喫茶、個室ビデオ店の営業者や従業者は、深夜に青少年を客として入場させてはなりません。
(違反すると、30万円以下の罰金又は科料)
- 前記施設の営業者は、入口の見やすいところに、深夜における青少年の入場を禁止する旨を、表示しなければなりません。



深夜入場禁止表示の例

条例により禁止されていますので、午後11時から翌日午前4時までの間は、保護者同伴であっても、18歳未満の方の入場をお断りいたします。

- ※ この他にいわゆる風営法（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律）により、ゲームセンターは18歳未満の者を午後10時から翌日午前6時まで入場させてはなりません。
また、県の風営法施行条例により、16歳未満の者は午後6時（保護者同伴の場合は午後10時）から翌日午前6時まで入場させてはなりません。

立入調査等について（第23条の4）

- 知事は、この条例の徹底を図るため必要があるときは、立入調査員を指定し、営業所に立ち入って調査したり、資料の提出や関係者に質問したりすることができます。
- この調査を拒んだり、妨げたり、又は避けたりすることはできません。
(違反すると、10万円以下の罰金又は科料)

インターネット接続機器の管理に係る保護者の責務（第23条の5の2）

- 保護者は、パソコンなどインターネットに接続する機器を適切に管理することにより、青少年が有害情報を閲覧することがないように努めなければなりません。

携帯電話事業者等の保護者等に対する書面交付義務等（第23条の6）

※一部改正(平成30年4月1日施行)

- 携帯電話事業者及び販売店（携帯電話事業者等）は、青少年が使用する携帯電話等（スマートフォン等を含む）についてインターネットに接続する契約をするときは、青少年インターネット環境整備法に定める以下の事項を説明するに当たり、青少年又は保護者に対して説明する事項を記載した書面を交付しなければなりません。
(青少年又は保護者の承諾を得て、説明する事項を電磁的方法により提供することもできます。)
 - ①携帯電話等からのインターネットの利用により有害な情報を閲覧する可能性がある旨
 - ②フィルタリングサービスの利用の必要性及びその内容、フィルタリング有効化措置の必要性及びその内容
- 保護者は、青少年が使用する携帯電話等を契約する際に、フィルタリングサービス等（フィルタリング有効化措置を含む）を希望しない場合は、正当な理由を記載した書面を携帯電話事業者に提出しなければなりません。
(携帯電話事業者等の承諾を得て、記載する事項を電磁的方法により提出することもできます。)
- 携帯電話事業者等は、保護者からフィルタリングサービス等を希望しない旨の申出があった場合は、書面又はその電磁的記録を保存しなければなりません。

●フィルタリングサービスとは

ネットワーク上でのフィルタリングやフィルタリングソフトウェアに必要な情報の提供等、インターネット上の青少年にとって有害な情報が含まれるサイトを閲覧できないように制限するために継続して行う役務をいいます。

●フィルタリング有効化措置とは

フィルタリングソフトウェアのインストール・設定（アプリの機能制限に関するOSの設定を含む。）等をいいます。

携帯電話事業者等に対する勧告等（第23条の7・第23条の8）

- 知事は、フィルタリングサービス等の説明書等の交付、フィルタリングサービス等を希望しない旨の申出の書面又はその記録を保存していない携帯電話事業者等に対し、勧告することができます。
また、勧告に従わない携帯電話事業者等を公表することができます。

携帯電話事業者等の営業所への立入調査等（第23条の9）

- 知事は、立入調査員を指定し、携帯電話事業者等の販売店に立ち入って調査したり、資料の提出や関係者に質問したりすることができます。

インターネットの利用をさせる営業を営む者の責務（第23条の10）

- インターネットカフェ等の事業者は、青少年にインターネットを利用させる場合は、フィルタリングサービスの利用等により有害情報の閲覧防止に努めなければなりません。

インターネットの適切な利用に関する啓発等（第23条の11）

- 県は、事業者、関係団体等と連携し、青少年によるインターネットの適切な利用に関する啓発及び知識の普及に努めることとします。

県民による申出及び通報（第25条）

- だれでも、青少年に特に良いと思われる興行、図書等を推奨するように、又は青少年に良くないと思われる興行、図書等、特定玩具等、広告物などを有害なものとして指定するように知事に申し出ることができます。
- だれでも、青少年に良くないと思われる図書等、特定玩具等が青少年に販売されていたり、青少年に有害な広告物が掲出されているのを発見したときは、それらの場所等を通報するように努めなければなりません。
申出・通報先は、千葉県環境生活部県民生活・文化課です。

罰則（第28条）

- 図書等の販売者等（携帯電話事業者等を除く。）は、青少年であることを知らなかったことを理由に、処罰を免れることはできません。

条例の内容につきましては、千葉県ホームページに掲載しています。
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/kenzenikusei/jourei.html>)



「千葉県青少年健全育成条例」に関するお問い合わせは

千葉県環境生活部県民生活・文化課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2330 FAX 043-221-5858

Eメール seisyounen@mz.pref.chiba.lg.jp

発行：令和2年7月